

# 平成24年度税制改正大綱

(「平成23年12月10日閣議決定」、「12月24日一部改正」より抜粋)

編 集 部

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定、12月24日一部改正)を抜粋・掲載します。(当社にて一部編集している箇所があります。また、「第2章平成24年度における主な取組み」については省略しています。)

## はじめに

税制調査会は、一昨年の政権交代以降、我が国の経済・社会の構造変化を踏まえながら、「公平・透明・納得」の三原則をはじめ、平成22年度税制改正大綱で示した「5つの視点」<sup>1</sup>に立って税制改革を検討してきました。

平成22年度税制改正では、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率引上げ、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し等の措置を一体として講じました。さらに、平成23年度税制改正では、国内企業の国際競争力強化や雇用・国内投資の拡大等の観点からの法人実効税率の5%引下げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、更正の請求期間の延長や税務調査手続の明確化等の納税環境整備の推進等の措置を講じるなど、着実に改革を進めてきました。

その上で、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成し、国民の安心を実現するため、「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)に基づき、社会保障改革と、これと一体としての税制抜本改革の議論を進め、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を取りまとめるとともに、その具体化へ向けた検討を進めています。

他方、本年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、税制においても、必要な対応を行っています。被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組みの推進を図るため、国税では二回、地方税では三回にわたり税制上の臨時特例措置を講じるとともに、復旧・復興のために要する財源について、歳出削減及び更なる税外収入の確保に加え、時限的な税制措置を行うこととしております。

こうした経緯の下、平成24年度税制改正に向けては、税制調査会におけるこれまでの議論の積み重ねにも立脚しながら、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革、平成23年度税制改正の積残し事項の取扱いといった、特に喫緊の対応を要する税制改正事項の検討を進めてきました。その検討を集約したものが、以下に示す「平成24年度税制改正大綱」です。今後、本大綱に基づいて、平成24年度税制改正を速やかに実施に移していく必要があります。

- ①納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと、②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと、③税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること、④グローバル化に対応できる税制を考えること、⑤地域主権改革を推進するための税制を構築すること

## 第1章 基本的な考え方

### 1. 平成24年度税制改正の基本的な考え方

平成24年度税制改正においては、平成22年度・平成23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる、税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する以下の事項を中心に改正を行うこととしています。

#### (1) 新成長戦略実現に向けた税制措置

歴史的な水準の円高に対処し、産業空洞化を防止し、国内雇用を維持していくことが急務となっています。また、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)の実現に向け、環境分野等、我が国が強みを有し、今後一層重要性の高まる分野における需要創出・技術革新の促進等を通じて、成長力を強化し、震災からの復興と日本の再生につなげていくことが必要です。

こうした政策目的を実現するためには、様々な政策手段を総合的に組み合わせていくことが必要ですが、税制もまた、主要な政策手段のひとつとして、適切に活用していくことが求められます。

こうした観点から、平成24年度税制改正において、自動車重量税の「当分の間税率」に係る税負担を軽減することと併せて、エコカー減税の継続、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充などを実施します。研究開発税制の上乗せ特例の継続、再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充などを実施します。また、雇用の大半を担う中小企業を引き続き支援するため、中小企業投資促進税制の拡充・延長等を行います。更に、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転促進や、省エネルギー・耐震性向上に資する良質な住宅ストックの形成を図る観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長します。

#### (2) 税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み・「ふるい」に基づく租税特別措置等の見直し

税制抜本改革に取り組むに際し、税制への国民の信頼を確保することはこれまでも増して重要となっています。税体系を見直し、課税原則からみた「ゆがみ」を正すとともに、国際的整合性等にも配慮していくことが必要です。

とりわけ、租税特別措置や政策的な税負担軽減措置等は、「公平性」という基本原則の例外となるものであり、時代の変化も踏まえながら不断に見直ししていく必要があります。こうした観点から、

- ・背景にある政策の今日的な「合理性」、
- ・政策目的に向けた手段としての「有効性」、
- ・補助金等其他の政策手段と比しての「相当性」、

による見直しの方針(「ふるい」)に基づいて見直しを進めており、平成24年度税制改正においては、特に有効性の観点から精査したところです。また、総務省行政評価局が、各省庁の行う租税特別措置等に係る政策評価について十分な説明が行われているかとの観点から点検を行っています。今後、租特透明化法<sup>1</sup>に基づき提供される、租税特別措置の適用状況等に関する情報等も活用しながら、引き続き租税特別措置等の見直しを進めていきます。